# 米国の知的財産権に関する教育方針

山岡永知<sup>(\*)</sup>·坂本力也<sup>(\*\*)</sup>

経済拡大の原動力として知的財産権の強化と保護を中心に据えてきた米国の教育機関における知的財産権法に関する取り組み方針を検討し、将来の日本における知的財産権に関する教育方法に参考となる点を検討する。

はじめに	<u> </u>	111
第1章	米国の教育機関における知的財産権	
孝	牧育への取り組み	112
第2章	米国の大学およびロースクールにお	
ţ	ける知的財産権法専門カリキュラムの	
P	内容と教授方法	115
第3章	学生の構成と就職先	117
第4章	米国の弁理士試験の受験資格	118
第5章	これからの日本における知的財産権	
ž	去に関する教育のあり方	118
さいごし	<b>z</b>	120

### はじめに

21世紀のビジネスは、様々な分野における最新技術を取り込み、インターネットを介して、めまぐるしいスピードで国際的に展開されている。その結果、知的財産権法の適用をうける対象も世界規模で急激に拡大してきている。知的財産権法には、主に、特許法、著作権法、商標法、企業秘密法、契約法、及び不正競争防止法などがあるが、日本の産業界では、世界的規模で展開される効果的なビジネス戦略を講じる必要性から、これらの自国の知的財産権法を、世界の国々の知的財産権法とその実務との関係において、戦略的に解釈かつ適用できる能力を擁する「知的財産権法の専門家」を強く求めている。将来にむけて、そのような専門家の必要性は、一層増加する傾向にあることは否定する余地はない。

この状況を背景に、日本の政府レベルにおいては、 知的財産基本法(\*1)が、2002年に成立し、国内産業の 国際的な競争力の強化を図るために知的財産の創造と 保護を中心に活力のある経済地盤を確立することを目 指してきた。翌年3月には、知的財産立国を目指し、 知的財産戦略本部が正式に発足している。同法の目的 に沿って作成された2004年の推進計画では、「創造性 を育む教育と科学技術に重点を置いた教育を推進し、 世界に通用する優れた人材を育成する」と謳われてお り(\*2)、この意味で、教育機関の貢献が大いに期待さ れている。

米国は、今から約30年前にあたる1980年代から、 知的所有権関連貿易について定めた Trips 協定や、知 的財産の保護水準の引き上げを他国に対して積極的に 求めることで、自らが国際競争に参加する市場を創り 出していった。1993年2月には、クリントン元大統 領が、情報基盤タスクフォースを立ち上げ「全米情報 基盤(National Information Infrastructure(NII))」に関 する行政の考え方を具体化した。現在でも知的財産を 芯に据えたこれらの政策の勢いは増し、その国際競争 力にはみならうものがある。2003年には、米国の世 界知的所有権機関(WTO)大使が、米国のヴァンダー ビルトロースクールにおけるスピーチで、今日の知的 財産権を理解するためには、国際レベルでの法律にお ける基礎のしっかりとした広汎な教育が重要であるこ とを明確に唱えている(\*3)。これは、教育における知 的財産権に関する政策が、国際競争力を一層強め維持 していく原動力となっている状況を再確認し、教育機 関がその推進力として機能していくことを後押しする 陳述と取れよう。

日本大学の大学院に設置されている知的財産権コースは、国内の法律、知的財産権法に関連する条約、外

<sup>(\*)</sup> 日本大学法学部教授

<sup>(\*\*)</sup> 日本大学法学部准教授

<sup>(\*1)</sup> 知的財産基本法(平成 14 年法律第 122 号)

<sup>(\*2)</sup> 知的財産推進計画 2004 第 1 章 1(1) (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/040527f.html)

<sup>(\*3)</sup> Ambassador Rita Hayes, Deputy General of the World Intellectual Property Organization, Speech, Promoting Intellectual Property for Economic Growth (Feb. 12, 2003), in 36 VAND. J. TRANSNAT'L L. 793, 793-94. 米国 WTO 大使のリタ・ヘイズ (Rita Hayes) 女史は、"Certainly a solid, broadbased education in law is important in understanding the intricacies of intellectual property today, particularly on the international level. I encourage all of you to include as much intellectual property law it your course work as possible. The field is undergoing significant evolution and will continue to provide challenging opportunities for years to come. It is clearly one of the most dynamic areas of legal specialization today" と述べている。Id.

国法、理科系の先端技術および芸術系の映像の分野に 関する科目を中心に構成されている。近年の同コース の修了生は、実際に、一流企業の法務部や知的財産部 において、専門職として活躍しているが、これは、本 学における知的財産権コースの科目のクオリティーが 産業界のニーズに対応しているひとつの証である。今 後は、さらなる産業界の需要にこたえるべく、バイオ テクノロジーなど複雑に進化し続ける知的財産権法の 分野に対応したコースの構築を追求しつづけることが 求められている。

本稿の目的は、経済拡大の原動力として知的財産権 の強化と保護を中心に据えてきた米国の教育機関にお ける知的財産権法に関する取り組み方針を検討し、将 来の日本における知的財産権に関する教育方法に参考 となる点を検討することである。

第1章では、米国の教育機関における知的財産権教育への取り組みを理解する。第2章では、米国の大学およびロースクールの知的財産権法のカリキュラムの内容と教授方法について概要を述べる。カリキュラムについては常に評価の高いジョージワシントン大学ロースクールの LL.M. の例をあげる。第3章では、これらのロースクールに参加する学生の構成と卒業生が就く職種について説明する。第4章では、ロースクールの卒業生が、米国の弁護士資格を取得したうえで、特許弁護士になるために受験する米国の弁理士試験の受験資格について説明する。第5章は、これらの情報を参考にして、日本に適応した知的財産権法に関する教育のあり方に若干の示唆をこころみる。そして、さいごに、知的財産権の専門大学院の役割を述べる。

# 第1章 米国の教育機関における知的財 産権教育への取り組み

#### 1.3つの目標

知的財産権教育の教育方針については、米国議会による具体的な立法がなされていない。現時点においても、知的財産教育の議会による明確な包括的指針は構築されていない状態にある。2004年には、米国下院が、著作権侵害を教育によって抑えることを掲げる「PDEA(Piracy Deterrence and Education Act)」を可決したが、これは、いまだに上院による承認を待ってい

る状態である。このように米国における具体的な知的 財産権教育に対する政策は、立法のかたちでは不存在 であるが、1995年2月の「知的財産保護における米国 及び中国政府間の覚書」においては、米国政府が中国 政府に対し、知的財産について国民に教育するように 述べている(\*4)。本覚書において、中国政府は、「公に ニュースメディアを通して知的財産権とその保護の重 要性についてキャンペーンを行い;高等学習機関にお いて知的財産に特化した研究を設けもしくは拡充す る;大学の学部における基礎教育を提供する;知的財 産権によって保護をうける製品を製造または販売する 企業や非営利団体の管理職に就く者たちに対して訓練 コースをもうける(\*5)」ことに合意している。この点で は、中国政府のほうが、米国政府よりも具体的な知的 財産教育の指針を設けているようにも映る。

米国の知的財産権法の教育への取り組みの大枠は、 1995年に、米国商務省長官と米国特許商標局次官か ら構成された政府ワーキンググループによる「全米情 報基盤(National Information Infrastructure (NII))」に ついての報告書の中で具体化されている。同報告書は、 1993年に、米国著作権産業が著作物によって年間2386 億ドルを算出したことを報じ、さらに、著作物を配付 するなどの関連産業からは1200億ドルを算出したこ とに着目し、1991年から1993年までの間、核となる 著作権産業が他の産業と比べて2倍の速さで発展した こと、また、著作権産業における雇用数が1991年か ら 1993 年までの間に 4 倍に膨れ上がったことを示し、 同産業の米国経済への多大な貢献を指摘したうえで、 まずは、著作権についての認識の普及を知的財産教育 への取っ掛かりとした教育プログラムのあり方を講じ ている(\*6)。同報告書は、すべての国民が、コンピュー ターを使用した伝達技術の発展により、著者になり、 著作権で保護された創造物の利用者になり、それらを 印刷し、発行し、または、配達する者になる可能性が あることを示すとともに、情報時代においては、国民 の知的財産の重要性への認識が重要であることを示し、 通常の国民は、特許、著作権、商標が存在するという まさに一般的な知識しか有しておらず、それらにまつ わる法律上、経済上、貿易上の争点についての理解が なく、さらに、弁護士の多くも、そのように高度に専 門化された分野については理解していないことを指摘

<sup>(\*4)</sup> See Monisha Deka, IDEA: The Intellectual Property Law Review, Notes: Pre-Professional Intellectual Property Education, 46 IDEA 143, 145 (2005).

<sup>(\*5)</sup> Id. at 151-52.

<sup>(\*6)</sup> Bruce A. Lehman & Ronald H. Brown, Intellectual Property and the National Information Infrastructure: The Report of the Working Group on Intellectual Property Rights: Education 201-10, Sept. 1995 (http://www.uspto.gov/web/offices/com/doc/ipnii/ed.pdf).

する(\*7)。

同報告書は、以下の具体的な教育方針を、このような国民の知的財産権の知識の欠缺を指摘したうえで示す(\*\*)。それらは、(1)「知的財産の存在への認識」、(2)「教育機関におけるインターネットの技術を視野にいれたカリキュラムの構築」、および(3)「著作物の合法な使用についての指導と正確かつ最新の著作権情報を提供できるシステムの構築」の3つである(\*\*)。

#### 2. 各目標からの効果

ひとつめの目標である「知的財産の存在への認識」は、全ての人が実行できる政策として紹介されている。本目標の効果は、知的財産権の所有者が、知的財産権の存在について外部の者に知らしめ、国民がその存在を知るようになることで、国民が公の利益と知的財産を関連付けるようになり、知的財産を学び尊重することを受け入れる姿勢を身に付けるようになることであるとされる(\*10)。

ふたつめの「教育機関におけるインターネットの技 術を視野にいれたカリキュラムの構築 | からは、創造 と発明への主導権を高めるために、知的財産の合法な 利用方法を指導し、知的財産として保護を受けるべき 創造物の自由な利用は妨げられているわけではない点 において国民意識を促す効果が期待されている(\*11)。 さらなる効果として、著作権保護の必要性を高めるた めに、知的財産という言葉を「身近な言葉(household word)」として世間に浸透させ、知的財産の存在のみ ならずその重要性について強調していくことを示して いる(\*12)。また、包括的な知的財産に関するプログラ ムを、その受講者の年齢、インターネットの経験度、 知的財産権法への関与度などを考慮することで、個々 の教育レベルに対応して構築し、情報技術の使用者が、 知的財産の重要性を、生涯教育として享受できる教育 方法の発展を視野に入れている(\*13)。

最後の教育方針である「著作物の合法な使用についての指導と正確かつ最新の著作権情報を提供できるシ

ステムの構築 | は、それまでに遭遇したことのない新 たな局面において、情報システムを使用する者たちが、 著作権についての最新の情報を得る場所と方法を提供 するシステムの構築を意味する(\*14)。このシステムに よって、既に述べた上記ふたつの教育方針に沿って世 間の知的財産への認識を高める教育プログラムを受け た者が、最新の問題に遭遇したときに、解決策を見出 すために必要な情報を、効率的に得られる方策が講じ られることになる。例えば、このシステムの具体例と しては、知的財産権の分野に精通した弁護士のリスト を作成しアップデートにしておくことや、米国著作権 局が作成しているウェブサイト(\*15)などのように知的 財産についての基礎知識を提供すること、また、ユー ザー同士が投稿によって情報を共有できる Usenet に 著作権関係のニュースグループを建設し、重要な情報 の起源を相互に教示できるものなどがある。

# 3. 個々の教育レベル(小等教育から専門家教育まで)に対応した知的財産に関するプログラム内容

小学校レベルの知的財産教育としては、小学生が私 物に対して「自分の物である」のか「自分の物でない のか」といった財産に関する基本的な概念をとおして 説明し、第三者の私物を借用するときには許可を得る 必要があることや、コンピューター上の作品について も第三者が所有している可能性があることを伝え、第 三者の財産(著作物)を許可なく得ることは正しくない と教えることができるとする例があげられている(\*16)。 また、著作物の利用者は、創造者となることもあると いう点で、自らの主張しうる権利を知るべきであると 示唆されている(\*17)。そして、この財産とその所有権の 概念を学んだ後、様々な形態の知的財産について、そ の保護が重要な理由を学んでいけばよいとされる(\*18)。 例えば、特許制度上の保護なくしては、多額をつぎ込 んだ研究によって開発された技術が発展しえないこと や、コンピューター産業、娯楽産業、出版産業、放送

<sup>(\*7)</sup> *Id.* at 201.

<sup>(\*8)</sup> Id. at 203-09.

<sup>(\*9)</sup> Id.

<sup>(\*10)</sup> Id. at 204.

<sup>(\*11)</sup> *Id*.

<sup>(\*12)</sup> Id.

<sup>(\*13)</sup> Id. at 204-05.

<sup>(\*14)</sup> Id. at 209.

<sup>(\*15)</sup> Id. at 210. 米国著作権局のウェブサイト(www.copyright.gov)では、アップデートな法令の検索が可能である。

<sup>(\*16)</sup> Id. at 205-06.

<sup>(\*17)</sup> Id. at 206.

<sup>(\*18)</sup> Id.

産業の分野などにおいて著作権がもたらすプラスの経済効果などについては、財産と所有権の概念を知的財産の説明の一環として学んだ後に理解するものとして説明されている(\*19)。

また、高等学校レベルの教育については、経済、社会科、もしくは歴史などの科目の中で知的財産関連の教育を行なえることも上記報告書の中で例示されている。例えば、経済の科目では、創造と発明を促すために、制限された時間の中での創造者による創造努力に対して、排他的な財産権が付与されることを教えることができるとし、また、特許法や著作権法の憲法上の起源などについては社会科で教えることができるとされる(\*20)。ビジネス系の科目についても、知的財産権のライセンスや会社の財産として知的財産権の価値を加味することなどの概念を、ビジネス関連の内容として教えることができると考えている(\*21)。

大学の学部レベルにおいては、さらにバラエティーに富んだプログラム提供の可能性が示されている(\*22)。科学技術系のコースにおいては、特許法と商業秘密法の基礎知識をあつかうことがふさわしいと考えられ、他方、文系のコースにおいては著作権法を教えることなどが例示されている(\*23)。

また、報告書に記されてはいないが、米国の弁護士については、ほとんどの州で必修継続法学教育 (Mandatory Continuing Legal Education (MCLE)) と称したプログラムが行なわれており、同プログラムの提供機関として米国のロースクールが大きな役割を果たしていることも忘れてはならないであろう。これらのプログラムは、弁護士や特許弁護士に対して最先端の技術にまつわる知的財産権法の複雑な実務や専門職倫理について再教育していくものである。

## 4. 教育方法に関する方針

上記報告書は、「いつ(when)」、「どのように(how)」、「どのようなかたちで(what form)」知的財産教育を行なっていくかについても明確な示唆を示す。「いつ」

に関しては、「いつでも(always)」と答える。すなわち、基本的には、教示する内容の複雑さによりけりであるとしながらも、若い年齢時において複雑性を伴う内容については簡単化して説明し、財産と所有権などの基礎概念を学んだ後の教育において細かく教示されるべきと示している(\*24)。このような形で教育に取り組むことにより、特定の年齢において学ぶに相応しくない複雑な事柄についても自然に学べる環境を作り出す工夫が見られる(\*25)。例えば、ライセンスや排他的権利などの複雑性を含む知識についても、若い年齢時においても財産と所有権の概念について説明するときに、簡単化して織り込んで説明できるというのである。

「どのように」特定の内容について教示していくか については、とくに、肯定的なメッセージを伝達する ように教育するべきであると述べる(\*26)。すなわち、 著作権に関する教育でいえば、著作物を利用するとき には許可を得なければ使用してはいけない、と教示す るのではなく、著作物を利用するときに利用許可を取 得することはそれほど高い障壁とはならないというよ うに肯定的トーンで教示する姿勢が示されている(\*27)。 そのほかの肯定的なトーンの例として、著作権が、永 遠ではなく一定の期間付与される権利であり、その期 間が経過した後は公のものになることを教示すること や、オンラインでアクセス可能な著作物を利用する際 には、画面上で使用許可ライセンスをとることが可能 になっており、よりすみやかに知的財産所有者からの 利用許可を得ることができる点を国民に伝えるように 指示されている(\*28)。また、提供する情報の正確さの 重要性についても強調する(\*29)。この点では、使用さ れる教材のクオリティーコントロールを第三者の編集 者などに依頼し、教材の使用者が、許可される行為と そうではない行為を明確に分別できるようにマテリア ルの内容に首尾一貫性を持たせることの重要性が指摘 されている(\*30)。

「どのようなかたち」で特定の内容を国民に届けるかについては、聴衆の使用する媒体によって異なるこ

<sup>(\*19)</sup> *Id*.

<sup>(\*20)</sup> Id.

<sup>(\*21)</sup> Id.

<sup>(\*21)</sup> Id. at 206-07.

<sup>(\*23)</sup> *Id.* at 207.

<sup>(\*24)</sup> Id.

<sup>(\*25)</sup> Id.

<sup>(\*26)</sup> Id. at 208.

<sup>(\*27)</sup> Id.

<sup>(\*28)</sup> Id.

<sup>(\*29)</sup> Id.

<sup>(\*30)</sup> Id.

とが記されている(\*31)。例えば、ビデオ、テレビ、オンライン、衛星放送、看板、印刷物等によるプログラム提供がある(\*32)。これらの方法を利用した結果については、プログラム提供者が、特定の媒体を利用した受講者に対して、実際のプログラム内容をどの程度理解しているのか、また、その提供方法は彼らにとって満足のいくものであったかについて、テストやアンケートを行い確認する必要性が示唆されている(\*33)。

# 第2章 米国の大学およびロースクール における知的財産権法専門カリ キュラムの内容と教授方法

#### 1. 知的財産権法に関する大学での教育

米国の大学の学部レベルにおいては、2000年に入ると、技術系の大学が知的財産権の教育に参入してくるようになっていった(\*34)。これらの学部レベルでの知的財産権の講座は、技術教育をビジネス経営と関連させたカリキュラムの一環として提供されており、担当教員は、弁護士であった(\*35)。カリキュラムの内容は、企業の発明に必要とされる知的財産権の知識をプロジェクトベースで身に付けていく実践的なものであり(\*36)、知的財産権についての法律と技術の双方知識を包括的に教えるプログラムを有している大学機関の存在はそれほど認識されていないようである。

# 2. ロースクールにおける知的財産権法専門 カリキュラムの内容

米国のロースクールにおいては、一般に、3つの専門課程が設けられている。まず、文系・理系に関係なく大学の学士号を有する者に対して入学をみとめる法

学博士(Juris Doctor(J.D.))課程である。同課程は、通 常その修了に3年を要し、修了者は米国の全法域にお ける司法試験の受験資格を付与される。ふたつめは、 J.D. の修了者が入学を許される法学修士(Master of Law (LL.M.)) 課程であり、通常その修了には1年を 必要とする。日本の大学の法学部を卒業し、法学士 (Bachelor of Law (LL.B.))を取得した学生は、トーフ ルのスコアや GPA などについて各ロースクールの要 件を満たせば、米国ロースクールの J.D. を取得して いなくても LL.M. コースに直接入学を許され、同課 程の修了者は、一定の条件のもと、限られた特定の州 で司法試験の受験資格を付与される(\*37)。さいごは、 LL.M. を優秀な成績で取得した者に対して入学が許さ れる Doctor of Judicial Science (S.J.D. または J.S.D.)や Ph.D.in Law などの最高位の法律学の博士号を付与す る課程である。同課程を設けているロースクールでは 毎年数人に対して学位を認めるのみであり、一般に、 これらは研究者向けの課程としてとらえられている。

1999年の時点では、米国法曹協会(American Bar Association(ABA))認可のロースクール(\*38)は、175校存在していた。そのうち知的財産権法専門の LL.M. を設置していたロースクールはわずか 5 校しか存在しなかった(\*39)。2007年には、ABA 認可ロースクールは196校あり、積極的に知的財産権法のプログラムをLL.M. の課程で提供しているロースクールはわずかに20校弱存在するにすぎない(\*40)が、着実に増えてきているのがわかる。

以下に、米国のトップレベルにあるジョージワシントン大学ロースクールの知的財産権法専門LL.M. コースを例にあげ(\*41)、そのプログラム構成について見ていくことにする。同ロースクールは、知的財産関連

<sup>(\*31)</sup> Id.

<sup>(\*31)</sup> Id. (\*32) Id.

<sup>(\*33)</sup> *Id.* at 209.

<sup>(\*34)</sup> Deka, *supra* note 4, at 161-62. 例えば、Stevens Institute of Technology というニュージャージー州にある大学がある。*See id*.

<sup>(\*35)</sup> *Id.* at 162.

<sup>(\*36)</sup> Id. at 163.

<sup>(\*37)</sup> LL.M. しか取得していない者に対しては、カリフォルニア州などが条件付き(例えば、ほかの法域における弁護士としての経験や、受験資格を得るための試験に合格すること等)で受験を認めている。

<sup>(\*38)</sup> 米国のロースクールには、米国法曹協会(American Bar Association(ABA))認可のロースクールと認可を受けていないロースクールがある。 通常、認可を受けているロースクールの J.D. 課程を修了すると各州の司法試験を受ける資格が付与される。カリフォルニア州のように ABA に認可されたロースクールではなく同州に認可を受けているロースクールの修了者に司法試験を受ける資格を与える州もある。

<sup>(\*39)</sup> それらのロースクールは、Franklin Pierce Law Center、The National Law Center of The George Washington University、New York University、John Marshall Law School と The University of Houston Law Center in Texas である。そのなかでも Franklin Pierce Law Center と The University of Houston Law Center in Texas は新しかったが、他の 3 校は充実した知的財産権法のプログラムを擁していた。Deka, Supra note 4, at 162 n 134

<sup>(\*40)</sup> 例えば、George Washington University、Boston University School of Law、Benjamin N. Cardozo School of Law-Yeshiva University、Santa Clara University School of Law、Columbia Law School、University of Houston Law Center、Franklin Pierce Law Center、John Marshall Law School、Illinois Institute of Technology-Chicago-Kent College of Law、DePaul University、University of Washington、George Mason University、Golden Gate University,University of Washington School of Law、Michigan State University College of Law、Fordham University School of Law、The University of Akron、Albanay Law School などが挙げられる。

<sup>(\*41) 1983</sup> 年以来、米国の大学のランク付けを行なっている US News & World Report 社の 2006 年のランク付けによる。

の政府組織が位置するワシントン D.C. にあり、連邦巡回区控訴裁判所、米国特許商標局(U.S. Patent and Trademark Office)や知的財産関係の法律が作られる米国議会にアクセスしやすい環境にある。同ロースクールは、知的財産権法の比較法的研究に力を入れており、外国人留学生を積極的に受け入れ、国際的プログラムを展開する教育機関のひとつである(\*42)。2007年の同ロースクールのウェブサイトによれば、本コースの入学希望者は、1860人おり、そのうち入学を許可されるのはほんの30人から50人ほどであるとしている(\*43)。このことから、かなり魅力的なプログラムを展開していることがうかがえる。

米国のほとんどのロースクールでは、一般的に、LL.M.課程を修了するための総単位数は24単位となっているが、ジョージワシントン大学ロースクールでも同様である。同ロースクールの知的財産権法専門LL.M.コースは、基本的に、論文を書くことと最低10単位分の知的財産権法の専門科目を修めることを求めている(\*44)。論文を書かない場合は、そのかわりに4単位の専門科目を履修し、そのうちの2単位分をリサーチペーパーを作成して取得することが必要である(\*45)。ユニークなのは、論文やリサーチペーパーを書いた同ロースクールのLL.M.の学生を対象として、8000ドルを賞金としたライティングコンペティションを毎年設けていることで(\*46)、学生の論文作成への意欲を盛り立てている点である。

知的財産分野の専門科目の単位数は、一般的に、各科目2単位か3単位であり(科目によっては、2単位か3単位かを選択できるようになっている)、それらの専門科目には、特許法(Patent Law)、著作権法(Copyright Law)、国際著作権法(International Copyright Law)、商標法と不正競争(Trademark Law and Unfair Competition)、エンターテイメント法(Entertainment Law)、特許戦略と実務(Patent Strategies and Practice)、連邦巡回区(The Federal Circuit)、知的財産権のライセンス(Licensing of Intellectual Property Rights)、知的財産管理(Intellectual Assets Management)、科学とバイオテックに関する特許法(Chemical and Biotech

Patent Law)、特許の執行(Patent Enforcement)、特許 上訴実務(Patent Appellate Practice)、コンピューター 法(Computer Law)、サイバースペース法(Law in Cyberspace)、芸術・文化財産と法(Art, Cultural Property, and the Law)、国際比較特許法(International and Comparative Patent Law)、知的財産と独占禁止法 セミナー(Intellectual Property Antitrust Seminar)、知 的財産権法セミナー(Intellectual Property Law Seminar)、 スポーツ法(Sports Law)、プライバシー法(Law of Privacy)、独占禁止法(Antitrust Law)、上級独占禁止 法セミナー(Advanced Antitrust Law Seminar)、コミュ ニケーション法(Communications Law)、放送とケー ブルに関する規制(Broadcast and Cable Regulation)、 テレコミュニケーション法(Telecommunications Law)、 個人情報法(Information Privacy Law)、政府契約成立 要件(Formation of Government Contracts)、国際電子 取引セミナー(International E-Commerce Seminar)、 遺伝学と法(Genetics and the Law)、そして、法と医 学(Law and Medicine)がある(\*47)。

授業外活動としては、インターンシップをとおして、4単位の取得を認めている(\*48)。同ロースクールは、知的財産関係の政府組織が集中するワシントン D.C. という土地柄を活かし、学生に対して、インターンシップ獲得のための指導を行なっており、実際に、同ロースクールの学生は、知的財産実務に深い関係のある連邦巡回区控訴裁判所や米国特許商標局などでインターンシップを経験している(\*49)。

米国のロースクールでの教授方法については、教授から一方的に学生に質問を浴びせ、その質問に対して学生が答えていくソクラティックメソッドと、判例から法的争点と法理を導く能力を養うケースメソッドが伝統的なものとしてあげられるが、ワシントン州にあるワシントン大学ロースクールで教鞭をとり米国の知的財産権法教育に実際に携わられている竹中俊子教授によれば、近年、学生に大きな負担となるソクラティックメソッドによる講義は、米国のロースクールにおいては少なくなっており、行なわれているとしても事前に質問を受ける学生が予め指定されていたり、

<sup>(\*42)</sup> ジョージワシントン大学ロースクールのウェブサイト (http://www.law.gwu.edu) 参照。

<sup>(\*43)</sup> *Id*.

<sup>(\*44)</sup> Id.

<sup>(\*45)</sup> Id. 論文やリサーチペーパーを準備するにあたり、学生は、現存する法的争点を見つけ、解決策を詮索していく能力を身につけることになる。また、これらの論文やペーパーは、内容が優秀であれば、同ロースクールから発行されるジャーナルに掲載されることもあり、結果的に、ロースクールの学生は、社会に対して最新の法的問題を提起しその解決策を客観的な観点から提示していく役目を担っていると言える。

<sup>(\*46)</sup> Id.

<sup>(\*47)</sup> Id.

<sup>(\*48)</sup> Id.

<sup>(\*49)</sup> Id.

1人の学生に質問を集中させない工夫がなされている ようである(\*50)。また、同竹中教授によれば、ケース メソッドは、1年目の基礎科目では一般的であるが「日 本のように法理論を直接教えるほうがより効果的であ るという指摘(\*51)」が米国でもあり、J.D. の 2・3 年生 の学生は、ケースメソッドと法理論の説明を取り入れ た形の講義を受講することもあるとされている。これ らのメソッドにくわえて、米国のロースクールでは、 法理論と実践のすきまをうめるべく、実務の側面を講 義にうまく取り込んで学生に法律の活きた知識を提供 する努力がなされている(\*52)。同竹中教授は、「米国 では先発明主義を採用するが、実際には99.9%以上の 出願が出願日を発明日と推定して先願主義により審査 される(\*53)。|というような法律と実務の隙間を埋める 情報を伴って講義をすすめていくことが求められてい ると指摘している(\*54)。

## 第3章 学生の構成と就職先

米国のロースクールの学生のバックグラウンドは、 年齢から職種にわたりきわめて多様性がある。特に、 LL.M. プログラムの学生には、米国ロースクールの J.D. プログラムを卒業し特定の州の司法試験に合格してい る弁護士、後に説明する米国弁理士試験に合格し弁理 士として実務経験を積んだ者、また、新たに自分の専 門分野を開拓研鑽するために入学している者が多い。 外国人留学生についても、外国で大学の法学部を卒業 し、外国の弁護士資格を取得し、または、外国の弁理 士資格を有する者が実務経験を積んだうえで、米国の 法制度を学ぶ目的で入学してくる場合が一般的である。 知的財産権法専門の LL.M. に入学してくる日本人の留 学生として最近みられるのは、日本の弁護士及び弁理 士、現役の企業の知的財産法務部の部員、政府組織の 知的財産関連の公務員である。これらの者は、米国の 知的財産権法の最新の知識を身につけ、また、米国の

特定の州の司法試験の受験資格を得るために、あるいは、米国の弁理士試験の合格を目的としてLL.M.で学んでいる。このように学生のバックグラウンドに多様性があれば、学生からの質問も必然的に国際色豊かになり、ときには、ロースクールの教授があつかったことのない最新技術の分野において知的財産権法の実務経験と専門知識を有する学生から意見を聞くこともできる(\*55)。これが、ロースクール側にとっても通っている学生にとっても大きな財産となり、国際的視野でプログラムを展開するジョージワシントン大学ロースクールなどが高く評価されるひとつの要因でもあるように思われる。

米国の司法試験に合格し、ロースクールの知的財産 権法専門コースを修了し、以下の第4章で述べる米国 税理士試験に合格した者は、米国弁理士としてのみな らず、著作権法専門弁護士、企業法務部員、企業重役、 芸能人代理人、政府弁護士、ライセンス業務専門弁護 士、訴訟専門弁護士、特許弁護士、商標専門弁護士、 特許審査官、スポーツ選手代理人、技術管理者等とし て働くことができる(\*56)。これらの者達は、連邦政府 レベルにおいては、米国特許商標局、裁判所書記官、 あるいは立法府のアドバイザー等として活躍し、民間 においては、知的財産権法を専門とする弁護士事務所 もしくは企業の法務部において実際に活躍し(\*57)、米 国の知的財産立国としての基盤を支えている。知的財 産権法を専門とする職についている者の平均年収につ いては、米国知的財産権法協会(American Intellectual Property Law Association (AIPLA))の 2007 年の経済 統計報告で発表されている。これによると、弁護士事 務所の知的財産権法専門のパートナーで\$344,500、 企業の知的財産権部の部長で\$230,000、そして、弁 護士事務所の知的財産権法専門のアソシエイトでは \$152,677となっており(\*58)、かなり高額な印象を受 ける。

<sup>(\*50)</sup> 竹中俊子、特集《弁護士と大学》日米知財教育の比較と将来の弁理士像、Vol.58, No.1, 月刊「パテント」2005, 17, 21 頁参照。

<sup>(\*51)</sup> 前掲注。

<sup>(\*52)</sup> 前掲注50、22頁参照。ワシントン大学ロースクールの竹中俊子教授は、「…、実際の実務と法律が遊離する場面は多々あるので、法曹資格者を養成することを目的とするロースクールの教員は実務を反映した上で法律を教えることが要求されるのである。」と述べている。前掲注50、22頁。

<sup>(\*53)</sup> 前掲注50、22頁。

<sup>(\*54)</sup> 前掲注参照。

<sup>(\*55)</sup> 前掲注参照。ワシントン大学ロースクールの竹中俊子教授は、「…、特許法の講義で扱う判例はコンピュータやバイオテクノロジー等先端技術を扱うものも多いが、毎年いずれの分野もクラスに何人か専門知識を持つ者がいて、問題となった技術を素人でも理解できるようにわかりやすく説明するエクスパート役を買って出てくれる。我々教員は、学生との議論から更に法律の理解を深めており、授業は学生と共に作り出していくということが共通の認識であるように思われる。」と述べている。前掲注50、22頁。

<sup>(\*56)</sup> 米国アクロン大学の知的財産権法 LL.M. コースカタログ 3 頁参照。

<sup>(\*57)</sup> V. Wish, The LL.M. in Intellectual Property Law, Plenty of Quality Programs to Choose from in this Rich and Growing Field of Law (http://www.llm.com/article/86/the-llm-in-intellecutual-property-law).

<sup>(\*58)</sup> 米国アクロン大学の知的財産権法 LL.M. コースのカタログの 3 頁にある AIPLA Report of the Economic Survey-2007 の情報を参照。

## 第4章 米国の弁理士試験の受験資格

米国の弁理士試験は、米国特許商標局によって行われ、受験者は、1年をとおして1回の受験が許されている。この試験は、いわゆるパテントバーとして知られているが、正式名は、"The Examination for Registration to Practice in Patent Cases Before the U.S. Patent and Trademark Office"という。出題形態は、多肢選択式であり、午前と午後のふたつセクションにわかれ、各セクション3時間で50問の問題に解答するものである。

パテントバーは、受験をする者が米国の弁護士資格を持っているかどうかで合格後の資格名称が異なる。 米国の弁護士資格を有している者が合格すれば、いわゆるパテントアトーニー(特許弁護士)として実務を行うことが許される。米国の弁護士資格を有していない者が合格すると、いわゆるパテントエージェント(弁理士)として米国特許商標局に登録することが許され、米国弁理士として活動が許される。パテントエージェントは、米国特許商標局に特許出願手続きを業務として行うことができるが、パテントアトーニーとの違いは、裁判所において訴訟の当事者を代理できないことにある。

パテントバーを受験するためには、基本的に、米国の大学で、科学技術系の分野における学士号を取得しているか、外国の大学からそれらの分野における学士号相当を取得していることが求められる(\*59)。学士号やそれ相当のものをこれらの分野で取得していない者については、定められた理科系の科目(例えば、科学や物理学)を定められた時間数修めていることが求められる(\*60)。そして、これらの要件を満たしていない者は、各州で行われる Fundamentals of Engineering test を受験し合格することが受験資格の要件として求められる(\*61)。

パテントバーは、米国政府印刷局に注文もしくは米 国特許商標局のサイトからダウンロードできる弁理士 試験手続マニュアル(Manual of Patent Examination Procedure (MPEP))に記されている特許に関する法と手続きに関する知識とともに、弁理士としての専門職倫理、事実分析能力、そして特許申請者が特許申請を行なう際に価値あるサービス、助言、および援助を与えるために必要とされる特許に関する法と手続を正しく適用する能力を試される(\*62)。また、連邦行政命令集の第37編の第1、3、および10章(Parts 1, 3 and 10 of Title 37 of the Code of Federal Regulations)に定められている米国特許商標局による規則にも精通していることが求められる(\*63)。

# 第5章 これからの日本における知的財 産権法に関する教育のあり方

本論稿のはじめに述べたように、わが国における知的財産基本法に沿った推進計画では、「創造性を育む教育と科学技術に重点を置いた教育を推進し、世界に通用する優れた人材を育成する」と謳われ、知的財産権を原動力に国際競争力を増大していくことを目指している。そこで、これまで述べてきた米国の知的財産教育の特徴をふまえて、これからの日本における国際競争力を伴った知的財産教育を実現していくために補強すべきであると考えられる点を以下に述べる。

# 1. 知的財産意識の幼少時からの普及

米国の教育指針と同様に、2004年の政府の推進計画にもすでにあげられているが、小等教育レベルから社会人教育レベルにいたるまでの全教育レベルでの知的財産意識の普及が実に重要である。幼少の頃より、知的財産について認識を高め、各教育レベルにあった題材で再確認しながらより深く学んでいくことで、知的財産権が、創造物の使用の障壁となるのではなく、その正当な使用を促し、実りのある新たな創造や発明の原動力となり、自らも既存の創造物を正当に利用しながら新たな創造者になり、知的財産保護制度をとおして利益を得る立場にあるという共通概念を共有しながら生活していくことが、知的財産立国への必用不可

<sup>(\*59)</sup> 米国特許商標局によるパテントバーの受験資格の説明には、以下の科学技術系の分野で米国の学士号か、その学士号に相当する学位を外国の大学において取得していることとある: Biology、Pharmacology、Electrochemical Engineering、Biochemistry、Physics、Engineering Physics、Botany、Textile Technology、General Engineering、Computer Science、Aeronautical Engineering、Geological Engineering、Electronics Technology、Agricultural Engineering、Industrial Engineering、Food Technology、Biomedical Engineering、Mechanical Engineering、General Chemistry、Ceramic Engineering、Metallurgical Engineering、Marine Technology、Chemical Engineering、Mining Engineering、Microbiology、Civil Engineering、Nuclear Engineering、Molecular Biology、Computer Engineering、Petroleum Engineering、Organic Chemistry、Electrical Engineering). General Requirements Bulletin for Admission to the Examination for Registration to Practice in Patent Cases Before the United States Patent and Trademark Office, 4 (www.uspto.gov/web/offices/dcom/gcounsel/oed.htm).

<sup>(\*60)</sup> *Id.* at 5.

<sup>(\*61)</sup> Id. at 8.

<sup>(\*62)</sup> Id. at 18.

<sup>(\*63)</sup> Id.

欠な第一歩である。さらに、知的財産権専門大学院としては、継続法学教育の提供機関(弁護士や弁理士を対象とした、また、社会人あるいは全教育レベルにおける知的財産権法の知識の提供機関)として貢献して行く可能性も追求していくとよい。また、学生を前にした講義のみならず、インターネットやケーブルテレビなど受講者に適した媒体を取捨選択して効果的に情報を伝達する方法をとおして教育を積極的に行なっていくべきである。

#### 2. 英語教育の徹底

周知のとおり、ビジネスの公用語は英語である。知 的財産権法に関する専門用語と技術に関連する専門用 語を英語でインプットかつアウトプットする機会を含 む大学院カリキュラムの構築が急務である。外国企業 との知財ライセンス契約では、交渉は英語であること がほとんどであり、外国の裁判所や国際仲裁において も、英語の法律用語は英米法におけるその意味をもと に解釈される場合が通常と言える。近年、本学の大学 院では、米国特許商標局のアドバイザーをしている現 役の特許弁護士を招聘し、最新の米国最高裁判所の判 例動向について講義をしてもらい、その講義の逐次通 訳を大学院生に行わせ、担当教員にその通訳のクオリ ティーコントロールをさせている。通訳者ではない学 生は、英語で質問をする努力をするように指導されて いる。また、いくつかの知的財産権法の科目は英語で 行なわれている。英語教育を徹底することは、国際色 豊かな知的財産権法の講義を実現するにあたり必要不 可欠である。

## 3. 講義における合理的なソクラティックメ ソッドと法理論の融合

米国では、ソクラティックメソッドを用いて、講義に向けた予習を絶対とし、一方的に学生に対して質問を浴びせ、学生の思考能力と表現能力を鍛える傾向がうすれてきており、法理論を説明する講義への評価があがっていることは先に述べた(\*64)。本学でも、講義において学生が先端分野に関する判例を調査し発表することがあるが、まだまだ学生が発言する機会が少な

いと思える。限られた時間の中で、法理論の説明と発表・質問の機会をバランスよくとれるように、教員側は講義で使用する情報を効果的にまとめた題材を作成し予め学生に配付し、次回の講義で発言者として指名される学生を予告するとよい。また、これらの題材を準備する際には、実際の事案や判例をとりあげるケースメソッドを駆使し、学生と教員が双方向で情報のやりとりができる環境を作り出すことも重要である。これにより、学生にとっては、自信をもって専門分野において自分の意見を伝える表現力を身につける訓練になり、教員側にとっては、学生が明確に理解できていない点を把握しながら説明できることになり、結果的に、講義の質を互いに高めて行くことになる。

#### 4. 法と実践の知識を目指した教育

学問と実践の乖離を埋める情報の提供を積極的に行なうことが重要である。理論が先行してしまうと法の理解が空虚化してしまい、学生の勉強意欲が減じる。そこで、まず、教員自身が学問と実践の両側面について情報を収集する努力をしなければならない。そのためには、教員が、第一線の実務家を招聘し講義を受けることや、企業の法務部員との定期的な研究会に参加し、学生のニーズに対応できる準備をしていくことがきわめて重要である。また、企業や経営系・技術系の専門分野の大学や大学院と提携し、実際の発明プロジェクトをとおして、特許申請を行い、その特許を使用している製品の開発、保護、マーケティングに実際に関わる場を積極的に提供していくことも、学生が知的財産権法の知識を応用する実務的経験を学生時代に得ることができるため有意義である。

#### 5. 学生の論文執筆

学生は、卒業論文以外にもリサーチペーパーや論文をできれば英語で執筆する機会を与えられるべきである。学生は、日本語にしても英語にしても、論文を書くことによって、自らの知識を整理することができ、また、ジョージワシントン大学ロースクールのように教育機関がそれらを公表する媒体である学術誌を発行し、学生が研究業績(\*65)を在学中に生産できる環境づ

<sup>(\*64)</sup> 前掲注50、22頁参照。

<sup>(\*65)</sup> ワシントン大学ロースクールの竹中俊子教授は、「…、米国ロースクールの教育は実務技術習得にのみ力を入れているわけではない。ワシントン大学を含めて、どこのロースクールも現在の法制度を厳密に分析し批判する論文(Analytical Writing)を書くことを卒業の条件としている。知財 LL.M. プログラムにおいても、論文が卒業の必須要件とされている。学生たちは、判例が存在しない先端分野の法律分野や解釈に争いのある法律問題をテーマに選んで、立法経過や判例の調査をし、指導教官と議論をしながら現行制度の欠陥を指摘し、法目的、政策にかなった解決方法を模索していく。たとえ学生の書いた論文であっても、現行法を正確に分析し改善の示唆に富むものであれば、大学の教員や弁護士の論文と共に法律雑誌に発表する機会が与えられ、その論文が控訴裁判所や最高裁に引用される可能性さえ存在する。」と述べる。前掲注 50、22 頁。

くりを行い、就職の際には、客観的に自らの専門性を 企業にアピールできる題材を持たせて卒業させる努力 も求められる。また、学生は、論文を書くことで、社 会に自らの知識を還元する姿勢を学び、これは、学生 の意識の中に、知的財産権に関連する知識の普及政策 の基本的姿勢を築くことにもなる。また、奨学金や報 奨金を付与する論文コンペティションを設け、学生の 論文執筆意欲とそれに伴う調査意欲や勉強意識を増大 することも行っていくとよい。

## さいごに

日本が国際競争力を知的財産権のフィールドを中心に増大させるためには、日本での知的財産権専門の大学院における教育方法が国際的に受け入れられるものでなければならない。一般的に、日本の司法試験の合格を主たる目標として掲げる法科大学院の学生にとっては、英語でのコミュニケーションを視野に入れた知的財産権法の集中的教育を行なう勉強をこなしていくことは不可能ではないが容易とは言えないであろう。この点、知的財産権法を専門に勉強する大学院では、国際的な教育要素と知的財産権法を効果的に融合させカリキュラムを継続的に充実させる余地が充分あるのではないであろうか。